

熱中症防止 企業が本腰

きょうから対策義務化

職場での熱中症対策が6月1日から義務化される。温暖化による夏の暑さは年々深刻化しており、職場での熱中症による全国の死者数は年間30人を超える。事業者には熱中症の疑いがある人の早期発見や、重篤化防止のための対策が義務付けられ、対策を怠った場合は罰金を科される可能性がある。屋外での作業が伴う業種では、体調の異変を察知できる腕時計型端末を導入するなどの対策を講じている。

(玉田健太)

「一歩間違えば死に至るほどの暑さ。できる限りの対策を講じたい」。総合建設業山辰組(揖斐郡大野町稲畑)の動ファン内蔵の作業着を支給

熱中症対策として新たに導入したウェアラブル端末の機能を確認する馬淵健社長(左)＝5月29日、揖斐郡大野町稲畑



大野町の建設業 体温上昇知らせる端末導入

事業者には義務付ける 熱中症対策のポイント

- 熱中症の自覚症状や疑いのある人がいた場合、報告するための連絡先や担当者を事業所ごとに定める
- 作業からの離脱、身体冷却、必要に応じた医師の処置や診察など症状の悪化防止に必要な内容や手順を事業所ごとに定める
- 対策の内容を労働者に周知する

しており、1日の作業に耐えられるよう長持ちするバッテリーを取り付けている。

社員からの提案を受け、今年には体温を測定できる熱中症対策用のリストバンド型ウェアラブル端末を導入。体温上昇を検知し、色や音、振動で危険を知らせる。馬淵社長は「自覚症状があったら報告するよう言っているが、無理して働き、突然倒れるケースもある。端末は本人が危険を自覚することができて、周りもいち早く分かるのでいい」と語る。

義務化の背景には、職場での熱中症による死者数の増加傾向がある。厚生労働省が5月30日に公表した統計資料によると、熱中症による職場での死傷者数(休業4日以上、確定値)は、2024年に全国で1257人となり、統計を取り始めた05年以降で過去最多を記録。死者数は31人で、22年から3年連続で30人台と高止まりしている。

岐阜労働局によると、県内は18年を最後に熱中症による死者は出ていないが、熱中症は他の災害と比べて死亡に至る割合が5、6倍と高い。作業現場では「まだ大丈夫だろう」と無理するケースがあるという。全国で死亡した事例の多くが初期症状の放置や対応の遅れが原因だった。

一方、厚生省が義務化の改正省令を公布したのは今年4月で、今後は事業者への周知が課題になる。同局は暑さが厳しくなる夏場に向けて周知を図っており、担当者は「対応が遅れることで重篤化することを労働者に認識してもらうことが大事。自分たちの職場では熱中症を発生させないという決意を持ってほしい」と呼びかける。



職場での熱中症対策義務化

1日施行の改正労働安全衛生規則では、熱中症の自覚症状や疑いがある労働者がいた場合、報告体制の整備や、必要に応じた医師の処置、診察といった症状悪化防止に必要な内容や手順を事業所ごとに定めることなどを事業者には義務付ける。暑さ指数が28以上か気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超える作業が対象。事業者が対策を怠った場合、6月以下の拘禁刑か50万円以下の罰金が科される可能性がある。